

議案第 39 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 11 月 30 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「親族」の次に「(以下この項において「同居親族」という。)」を加え、同項第 4 号アを次のように改める。

ア その者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として、次のいずれかに該当する場合 214,000 円

(ア) その者又は同居親族に障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるものがある場合

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるものがある場合

(ウ) その者又は同居親族に次項の表第 4 号、第 6 号又は第 7 号に該当する者がある場合

(エ) その者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合

(オ) 同居親族に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第 6 条第 1 項第 4 号イ中「旧政令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額」を「214,000 円（当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円）」に改め、同号ウ中「旧政令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」を「158,000 円」に改め、同項第 6 号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族」に改め、同条第 2 項の表第 2 号中「(昭和 45 年法律第 84 号)」を削り、同表第 3 号中「(昭和 38 年法律第 168 号)」を削る。

第 30 条第 1 項中「旧政令」を「政令」に改める。

附則第 11 項中「第 6 条第 2 項の表」を「第 6 条第 1 項第 4 号ア(エ)及び第 2 項の表第 1 号」に、「同表」を「同条第 1 項第 4 号ア(エ)中「60 歳以上の者」とあるのは「昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者」と、「60 歳以上又は 18 歳未満の」とあるのは「昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれ、又は 18 歳未満である」と、同表第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第３７号）における公営住宅法の改正により、市営住宅の入居収入基準等を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。